

ごみ収集業務体制見直し 実施計画

～ 効率的・効果的なごみ収集業務体制の構築に向けて ～

2019（平成 31）年 1 月
枚方市 環境部 減量業務室

目 次

はじめに	1
計画の位置付け	2
実施時期等	2
1. 家庭ごみ収集業務における概況とこれまでの経過	3
(1) 現状の収集体制	3
① 家庭ごみ収集の概要	3
② 減量業務室の体制	3
③ 職員配置状況	3
(2) 家庭ごみ収集業務における民間委託化の経過	4
(3) 平成 28 年度から 2019(平成 31)年度に取り組む行政改革（新行政改革実施プラン）	4
2. 更なる行政改革の推進に向けた課題	5
3. 直営業務の整理と見直しに向けた基本的な考え方	6
(1) 直営業務の整理	6
① セーフティネットの考え方	6
② 直営業務の在り方	6
③ 直営で担うべき事務	6
(2) 見直しに向けた基本的な考え方	7
4. 具体的な取り組み	8
(1) 民間委託の更なる推進及び一般ごみ収集業務における 2 人乗務化の実施	8
① 民間委託の更なる推進	8
② 一般ごみ収集業務における 2 人乗務化の実施	8
(2) 市民サービスの向上	8
(3) 焼却ごみの削減	9
(4) 収集業務の管理運営方法の見直し	9
5. 減量業務室 業務体制（案）	10
6. 年次計画表	11
《参考》車両台数の詳細	12

はじめに

本市では、平成8年度に「行政改革大綱」が策定され、人件費の削減や民間活力活用の拡充、事務の効率化等の行政改革に向け、様々な事務事業において、民間事業者への業務委託を拡大しており、家庭ごみ収集などの直営体制で対応してきた業務についても順次、委託化を進めてきた。

また、平成24年度には、本市を取り巻く社会経済状況に対応し、枚方市の魅力と活力を更に高めていくため、新たな行政改革について平成25年度から2019(平成31)年度までの改革の方向性を打ち出した「新行政改革大綱」が策定されるとともに、各年度に取り組む行政改革の具体的な計画を示した「行政改革実施プラン《前期》平成25年度～平成27年度」及び「新行政改革実施プラン(平成28年度～平成31年度)」において、引き続き、行政改革の取り組みを進めている。

さらに、ごみ収集業務においては、「官と民の最適な業務分担割合」や「妥当な委託割合」など、継続的な検討課題があり、これまでの間、行政の役割と責任を踏まえた効率的・効果的な業務運営に向け、課題整理を行ってきた。

この「ごみ収集業務体制見直し実施計画」は、このような背景のもと、家庭ごみ収集業務において直営が担うべき業務と民間に委ねられる業務の精査や、セーフティネットの考え方等の課題整理を行い、行政サービスの維持・向上を前提とした新たな業務体制を示している。

計画の位置付け

本計画は、新行政改革実施プラン（平成 28 年度～平成 31 年度）において推進している行政改革の視点に加えて、安全で安定的なごみ収集体制を将来に渡って引き続き確保するとともに、超高齢社会におけるごみの収集や災害廃棄物収集の対策等を考慮し、2020(平成 32)年度以降を見据え減量業務室の新たな体制構築に向けた実施計画として策定する。

なお、本計画では枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本理念等に沿った施策展開が可能な組織体制を構築するものである。

実施時期等

ごみ収集業務体制見直し実施計画の実施期間は、2020(平成32)年度を初年度とし、2024(平成36)年度までの5ヵ年とする。また、2018(平成30)年度及び2019(平成31)年度においては、準備期間とする。なお、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合は、適宜見直しを行うものとする。

	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度 (平成 32)	2021 年度 (平成 33)	2022 年度 (平成 34)	2023 年度 (平成 35)	2024 年度 (平成 36)	
ごみ収集業務 体制見直し 実施計画	準備期間		実施期間					
				※必要に応じて見直し				

1. 家庭ごみ収集業務における概況とこれまでの経過

(1) 現状の収集体制

① 家庭ごみ収集の概要

【2018(平成30)年4月1日 現在】

種類	稼働台数	収集回数	収集方法	搬入先
一般ごみ (※1)	直営33台(※2) 委託19台	週2回	ステーション収集	穂谷川清掃工場 東部清掃工場
粗ごみ・大型ごみ		月1回 (申込制)	戸別収集	東部清掃工場
空き缶、びん・ガラス類	委託6台	月2回	ステーション収集	穂谷川清掃工場
ペットボトル・ プラスチック製容器包装	直営4台(※2) 委託11台	週1回	ステーション収集	北河内4市 リサイクルプラザ
臨時ごみ	直営4台(※2)	随時 (申込制)	戸別収集	東部清掃工場

※1. 一般ごみを月・木曜日又は火・金曜日に、粗大ごみを水曜日に収集している。

※2. 直営においては、ごみ出しが困難な世帯に対して、サポート収集（ふれあい収集・大型ごみ持出し収集）を実施している。

② 減量業務室の体制

【2018(平成30)年4月1日 現在】

		収集車両台数	職員数
収集業務 (121人)	一般ごみ（粗大ごみを含む）	33台	98人
	空き缶、びん・ガラス類	0台	0人
	ペットボトル・プラスチック製容器包装	4台	11人
	臨時ごみ	4台	12人
事務所 (55人)	総務・管理		28人
	収集事務		27人
計		41台	176人

③ 職員配置状況

【2018(平成30)年4月1日 現在】

		室長	課長	課長代理	係長監督	主任班長等	計
一般行政職		1人	4人	10人	4人	8人	27人
技能労務職	事務所担当				28人	0人	28人
	収集担当				16人	105人	121人
計		1人	4人	10人	48人	113人	176人

(2) 家庭ごみ収集業務における民間委託化の経過

本市の家庭系一般廃棄物（ごみ）収集業務については、市制施行当時から直営体制での収集方式により行ってきたが、平成 13 年 12 月に策定した「枚方市第 2 次行政改革推進実施計画」において、PFI や民間委託等により民間企業や NPO 等に委ねることが可能な事務事業については、現行の行政サービス水準を維持しながら、より少ない経費で効果的に事務執行を行うために、積極的かつ広範囲にアウトソーシングの導入を図るという市の方向性が定められ、その改革課題の一つとして「ごみ収集業務体制の見直し」を掲げ、平成 14 年 4 月に「資源物（空き缶、びん・ガラス類）収集」の民間委託化を行った。

また、平成 14 年に大阪府警察本部からステップ乗車（※）禁止の指導を受け、限られた台数での効率的なごみ収集が困難となったことがきっかけとなり、平成 15 年 4 月から「一般ごみ」においても一部の民間委託化を開始するとともに、平成 20 年 2 月より実施した「ペットボトル・プラスチック製容器包装収集」についても、一部民間委託化を行い、これまでの間、直営率 50%を確保することを基本に、民間委託を進めてきた。

（※）ステップ乗車とは、収集車両後部に設置したステップ板に作業員が乗る乗車方法。

(3) 平成 28 年度から 2019(平成 31)年度に取り組む行政改革（新行政改革実施プラン）

平成 28 年 3 月に策定された「枚方市新行政改革実施プラン（平成 28 年度～平成 31 年度）」において、平成 28 年度から 2019(平成 31)年度までの 4 年間で取り組むべき改革の取り組み課題の一つとして、ごみ収集業務における技能労務職員の適正配置に向けた行政改革の取り組みを進めている。

【枚方市新行政改革実施プラン（平成 28 年度～平成 31 年度） 抜粋】

No.45-5 技能労務職員の適正配置に向けた取り組み（ごみ収集業務）		環境部			
災害等の発生時において、市の責務として市民生活に著しい影響を与えないために、セーフティネットを確保しながら、段階的な委託を行う。					
	H28	H29	H30	H31	
取組目標	委託に向けた検討	段階的な委託を行い、直営率 50%体制を確保するとともに、直営車両を 3 台減車する			

【直営及び委託業者における車両台数・割合の推移】

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	2019 年度 (H31)
直営	台数	42 台	42 台	41 台	40 台
	割合	54.5%	54.5%	53.2%	51.9%
委託	台数	35 台	35 台	36 台	37 台
	割合	45.5%	45.5%	46.8%	48.1%
車両台数（計）		77 台	77 台	77 台	77 台

2. 更なる行政改革の推進に向けた課題

本市では、枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画により、平成 28 年度から 10 年間に計画量を設定し、焼却ごみ量削減に取り組んでいる。一方、京田辺市及び本市では、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画により、2023(平成 35)年度までに穂谷川清掃工場第 3 プラントの後継施設となる可燃ごみ広域処理施設の建設を計画している。

可燃ごみ広域処理施設の規模は、建設予定年度の計画量等に基づき設定されていることから 2023(平成 35)年度までに焼却ごみ量約 8,500 トンの削減は喫緊の課題となっている。

また、家庭ごみ収集業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村が責任を持って行わなければならない事務と定められており、市民の良好な生活環境を守るためには、日々欠かすことのできない業務であり、自然災害などの不測の事態が発生した場合においても、衛生上の観点から、継続して一般廃棄物を収集・運搬ができる体制を維持しなければならない。

現在、直営率 50%を確保し業務運営を行っているが、更なる行政改革を推し進めるためには、「セーフティネットの考え方」をはじめ、「直営業務の在り方」、「市民サービスの維持・向上」など、これまでの考え方にとらわれない新たな視点による再整理が必要である。

3. 直營業務の整理と見直しに向けた基本的な考え方

(1) 直營業務の整理

① セーフティネットの考え方

通常のごみ収集と同様に、自然災害の発生や契約不調等においても、市民生活に著しい影響を与えず、安全で安定的な収集・運搬ができるようセーフティネットを確保する必要があり、これまでの間、これらの不測の事態への対応は、すべて直営で担うものとし、直営率50%を確保するものとしていた。

一方、大阪府下の自治体調査では、全委託や直営と委託の併用など各自治体によって直営率が異なる中で、自治体ごとにセーフティネットが確保されていることから、本市におけるセーフティネットの考え方について改めて検討を行った。

検討にあたっては、調査結果の検証や直営が担うべき業務と民間に委ねられる業務の精査を行い、本市においても直営率50%にとらわれない体制によりセーフティネットの確保を可能とする考え方を以下のとおりとした。

(ア) 自然災害発生時については、情報収集や状況把握、初期の災害ごみ収集等の初動対応を直営の役割と位置付け、長期化する場合等においては、状況に応じて許可業者や近隣市等との収集支援協定等により対応する。市単独での対応が困難な大規模災害等では、府・国への支援を要請する。

(イ) 契約については、契約不調にならないための対策として、委託業者の人員・機材確保等に必要な十分な準備期間の確保やより応札がしやすいよう委託期間を拡大するなど契約手法の見直しを行う。

② 直營業務の在り方

これまでと同様、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のための安全・安定的かつ公平できめ細やかなサービスの提供ができる業務体制を構築していく。

③ 直営で担うべき事務

新たな視点により直營業務の再整理を行い、行政の役割や責任として担うべき事務は、以下のとおりとする。

(ア) ごみの適正排出・減量化の取り組み

長期的かつ継続的な取り組みが必要であり直営で担うべき事務である。今後は、焼却ごみの削減に向けた施策の企画立案、更なるごみの適正排出に向けた市民周知やごみ減量の啓発等の実施に取り組む。

(イ) きめ細やかな市民サービスの提供

きめ細やかな市民サービスの提供については、多様化する個別の市民ニーズへの対応や迅

速かつ安全・安定的なサービスの提供等が可能となるよう業務の改善や拡充等に取り組む。

(ウ) 効率的な収集コースの作成

本市には膨大な箇所数のごみ置場が設置されており、効率的かつ安全・安定的な収集業務を行うには、効率性の高い収集コースの作成が必要である。コースの作成には、実際の収集作業経験や現地確認等により蓄積された知識（道路状況、ごみ置場の設置状況、収集に係る時間の把握等）やノウハウが必要となることから本市が主導となり効率的・効果的な収集コースの作成に取り組む。

(エ) 委託業者の適正な管理・監督

収集業務委託を行った場合の業務履行確認等は、サービス水準の維持・向上をする上で直営の重要な役割であり、適正な委託業者の管理・監督に取り組む。

(オ) 危機事象にかかる緊急時の対応

災害時における廃棄物の処理については、市に責務があることから直営で担うべき事務である。今後は、災害発生時の初動対応、緊急収集及び支援協定に基づき早急な収集体制の確保等に取り組む。

(2) 見直しに向けた基本的な考え方

家庭ごみ収集業務については、市民生活になくてはならない重要な市民サービスの一つであり、その業務執行にあたっては、最小の経費で最大の効果を上げる必要があることから直営率 50%にとらわれない必要最小限の体制を構築する。

また、超高齢化や人口減少などの変化により、家庭ごみ収集業務においても、新たな市民ニーズの生起も予測されることから、このような社会状況の変化に留意しつつ、質の高いサービスの提供も必要となる。それらを踏まえ、以下の考え方をもって、見直しを進めていく。

見直しに向けた基本的な考え方

- ・ 効率的・効果的なごみ収集業務体制を構築する。
- ・ 市民サービスの拡充、ごみ減量施策の推進を踏まえた体制を構築する。
- ・ スピード感を持って実効的な体制を構築する。

体制を構築するための方向性

- ・ 民間委託の更なる推進及び一般ごみ収集業務における 2 人乗務化の実施
- ・ 市民サービスの向上
- ・ 焼却ごみの削減
- ・ 収集業務の運営方法の見直し

4. 具体的な取り組み

(1) 民間委託の更なる推進及び一般ごみ収集業務における2人乗務化の実施

① 民間委託の更なる推進

一般ごみ収集については、2020(平成 32)年度から段階的に全委託化(※)する。また、ペットボトル・プラスチック製容器包装収集については、2020(平成 32)年度に2台を委託し、全委託化(※)に移行する。

(※) 主にサポート収集を担当する小型ダンプ車を除く。

② 一般ごみ収集業務における2人乗務化の実施

一般ごみ収集業務では、3人乗務により収集業務を行っているが、他市や本市の「空き缶、びん・ガラス類収集」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装収集」で実施している2人乗務化を導入することで人件費の抑制に繋がる。実施にあたっては、1台あたりの収集量を軽減するために増車が必要となるが、総合的にはコストの削減に繋がる。

一方、直営においては本市の喫緊の課題となっている焼却ごみ量の削減及び適正排出にかかるポスティング等の周知啓発を収集作業中にも行ってきた。これらの取り組みは、本計画期間においても継続して行う必要がある。

これらを踏まえ、直営収集については、本計画完了年度までの間、3人乗務を継続するが、一般ごみ収集業務委託については、2020(平成 32)年度から2人乗務化を実施する。なお、周知啓発については、委託の拡大に併せて順次、事務所業務に移行する。

(2) 市民サービスの向上

本市は、平成 23 年度から超高齢社会へ突入し、今後も更に高齢化が進むことが想定されている。

環境部により実施した『ごみの減量・リサイクル等に関する市民・事業者アンケート調査』では、高齢者や障がい者等から重量物の運び出し等に関する意見や要望が多く寄せられており、ごみ出しが困難な世帯の抱える問題が浮き彫りとなっている。

これらの社会情勢を踏まえた市民サービスの取り組みとして、平成 28 年 4 月から実施している『大型ごみ持出しサポート収集』について、要件の緩和を行い、より多くの市民が利用できるようなごみ収集支援の拡充を行う。

(3) 焼却ごみの削減

枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び可燃ごみ広域処理施設整備基本計画に基づき、2023（平成35）年度までに焼却ごみ量約 8,500 トンを削減（平成 26 年度実績基準）することは喫緊の課題である。これらの状況を踏まえた取り組みとしては、古紙の行政分別回収や布団リサイクルの拡充等を実施する。また、家庭ごみ収集業務の委託拡大後においても、同業務における豊富な知識や経験、能力を活かした 4R の啓発活動等により一層のごみ減量の推進に取り組む。

(4) 収集業務の管理運営方法の見直し

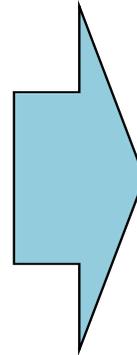
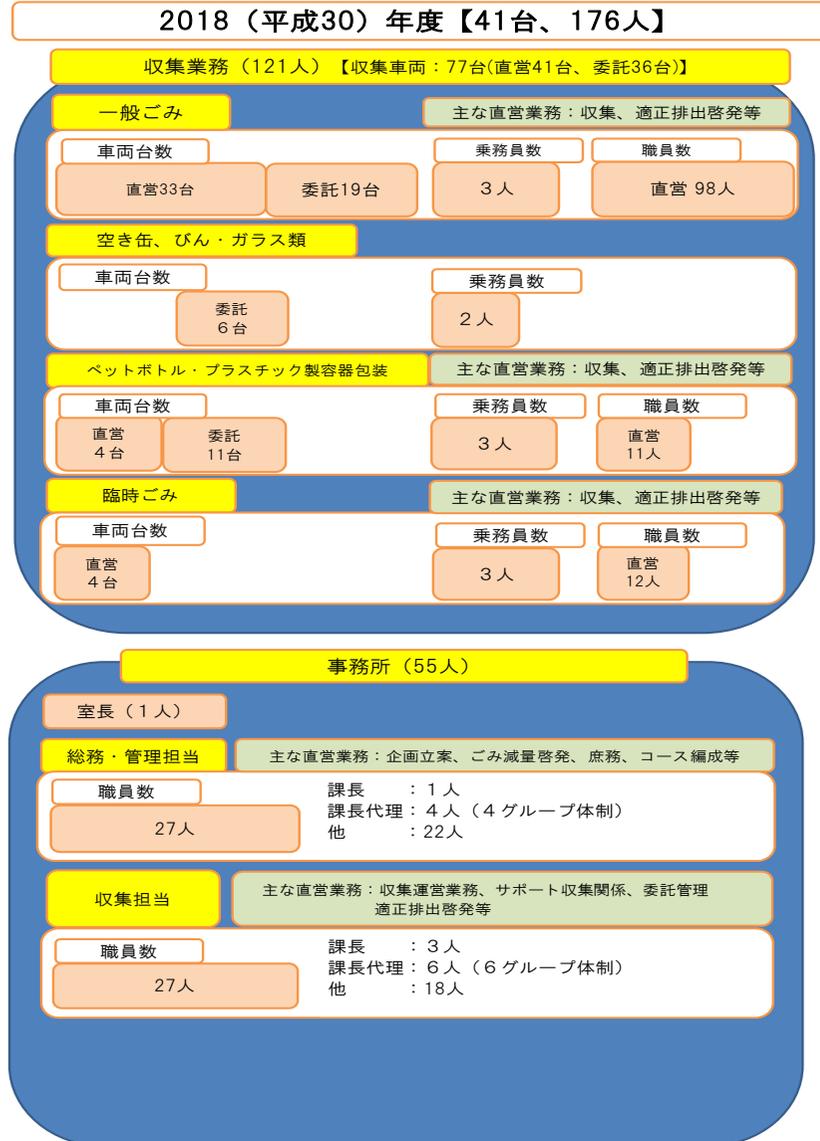
現在は、直営及び委託の収集地区を定期的に入れ替えることや委託業者に育成等に関する研修を義務付けすることで収集業務の水準を維持し、公平な市民サービスを提供している。

今後は、道路状況やごみ置場の状況把握等が必要最小限の台数で可能な「空き缶、びん・ガラス類収集」を直営へ移行し、ごみ置場の管理や収集コースの編成など効率的な業務運営体制を構築する。

さらに、委託業者の適正な管理・監督を強化する手法として、新たにモニタリングを実施し、サービス水準の維持・向上に取り組む。

5. 減量業務室 業務体制（案）

本計画により構築される業務体制は以下のとおりとする。



6. 年次計画表

計画等項目		2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)	2022年度 (平成34)	2023年度 (平成35)	2024年度 (平成36)	
職員数	総職員数	173人	162人	153人	136人	117人	98人	
	収集職員数	118人	102人	93人	75人	60人	45人	
	事務所職員数	55人	60人	60人	61人	57人	53人	
車両台数	総車両台数	77台	85台	89台	89台	90台	90台	
	直営車両	40台	37台	34台	28台	23台	18台	
	委託車両	37台	48台	55台	61台	67台	72台	
	内訳	一般ごみ収集の委託化 (32台分)	—	■直営10台を委託化	■直営6台を委託化	■直営6台を委託化	■直営5台を委託化	■直営5台を委託化
		2人乗務化に伴う増車 (7台分)	—	■委託5台を増車	■委託1台を増車		■委託1台を増車	
		プラ収集の委託化 (2台分)	—	■直営2台を委託化				
		びん缶収集の直営移行及び増車 (7台分)	—	■委託6台を直営化 ■直営1台を増車				
		臨時ごみ収集の増車 (5台分)	—	■直営2台を増車	■直営3台を増車			

【主な取組内容】

- 一般ごみ収集の段階的な委託化を開始
- 一般ごみ収集の2人乗務化(委託)を開始
- プラ収集の全委託化(小型ダンプ車を除く)
- びん缶収集業務を直営に移行
- ごみ減量施策の更なる推進
 - ・古紙の行政回収・布団の回収等のリサイクル
- 効率的・効果的な業務体制の確立
 - ・委託業者の適正な管理・監督
 - ・積載困難物など大型ごみの別回収

【主な取組内容】

- 大型ごみ持出しサポート収集の拡充

《参考》車両台数の詳細

	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)	2022年度 (平成34)	2023年度 (平成35)	2024年度 (平成36)
総車両台数	77台	85台	89台	89台	90台	90台
一般ごみ	52台	57台	58台	58台	59台	59台
直営車両	33台	23台	17台	11台	6台	1台
委託車両	19台	34台	41台	47台	53台	58台
空き缶、びん・ガラス類	6台	7台	7台	7台	7台	7台
直営車両	0台	7台	7台	7台	7台	7台
委託車両	6台	0台	0台	0台	0台	0台
ペットボトル・ プラスチック製容器包装	15台	15台	15台	15台	15台	15台
直営車両	3台	1台	1台	1台	1台	1台
委託車両	12台	14台	14台	14台	14台	14台
臨時ごみ	4台	6台	9台	9台	9台	9台
直営車両	4台	6台	9台	9台	9台	9台
委託車両	0台	0台	0台	0台	0台	0台